

入 札 説 明 書

案件名
クビアカツヤカミキリ被害木の再生利用委託業務

I	入札説明書	(頁)1～5
II	提出書類一覧表	6
III	仕様書	7～8
IV	仕様書に関する質問書	9
V	応札仕様書	10
VI	入札書・委任状	11～14
VII	契約書(案)	15～17

I 入札説明書

この入札説明書は、本件委託契約に関し、関係法令及び本件委託契約に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

1 入札に付する事項

- (1)業務名
クビアカツヤカミキリ被害木の再生利用委託業務
- (2)業務内容
クビアカツヤカミキリ被害木の再生利用委託業務仕様書
(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3)委託期間
契約締結日から令和8年2月27日(金)まで

2 入札参加者に必要な資格及び資格審査の申請等について

- (1)必要な資格
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
 - ② 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱(昭和56年徳島県告示第26号)第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者
 - ③ ②の審査により資格を有すると認められた者で、徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者
 - ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条第2号の市町村長の指定を受けた者(当該指定の内容が、この委託業務を処理できるものに限る。)
 - ⑤ 仕様書に示した委託業務を処理できることを証明し、入札参加を申し込む書類(以下「応札仕様書等」という。)を県の指定する様式により、5に示す提出期限までに提出場所へ提出し、審査の結果「適合」と認められた者
 - ⑥ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者
 - ⑦ 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者

(2)資格審査の申請の方法

2の(1)の②において、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書(様式第1号、この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。)に必要書類を添付して入札の1週間前までに下記に示す提出場所へ提出しなければならない。(申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。)資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

(3)参加資格申請書の提出場所

徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階
徳島県企画総務部管財課 調度担当
電話 088-621-2067
ファクシミリ 088-621-2828
電子メールアドレス kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

3 入札説明書及び仕様書の交付場所について

徳島県ホームページ及び下記の場所において配布する。

なお、仕様書に記載の集積場所は非公表のため、みどり戦略推進課にて、地図等の資料を配布する。

また、地図等の資料は複製厳禁とし、入札への参加・不参加に関わらず、みどり戦略推進課へ入札までに返却すること。

所在地 徳島県徳島市万代町1-1

所属名 徳島県農林水産部みどり戦略推進課 グリーン農業担当

電話 088-621-2411

ファクシミリ 088-621-2856

電子メールアドレス midorisenryakusuishinka@pref.tokushima.lg.jp

4 問合せ等について

(1) この入札についての問合せ先

所在地 徳島県徳島市万代町1-1

所属名 徳島県農林水産部みどり戦略推進課 グリーン農業担当

電話 088-621-2411

ファクシミリ 088-621-2856

電子メールアドレス midorisenryakusuishinka@pref.tokushima.lg.jp

(2) 問合せについての受付期間

問合せについては、ファクシミリ及び電子メールによるものとする。

ファクシミリについては別紙「仕様書に関する質問書」を使用して問合せを行うこと。

なお、期間については応札仕様書等の提出期限の前日までとする。これ以降の問合せについては回答できない場合がある。

(3) 現地説明会

令和7年11月13日(木曜日)13時から

鳴門藍住農業支援センター(徳島県板野郡藍住町東中富字舩傍示29)にて実施する。

説明会への参加は、令和7年11月12日(水曜日)正午までにみどり戦略推進課まで

現地説明会参加申込書をファクシミリもしくはメールで申し込むこと。

5 応札仕様書等について

(1) 本件入札に参加しようとする者は、応札仕様書等を県の指定する様式により、提出期限までに提出場所へ提出しなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断し「適合」とされた応札仕様書等を提出したものに限り、入札落札決定の対象とする。なお、県から応札仕様書等に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 応札仕様書等の提出期限、提出場所及び方法

① 提出期限

令和7年11月20日(木曜日)正午必着 (持参・郵送・メール共通)

② 提出場所

所在地 徳島県徳島市万代町1-1

所属名 徳島県農林水産部みどり戦略推進課 グリーン農業担当

電子メールアドレス midorisenryakusuishinka@pref.tokushima.lg.jp

③ 提出方法

応札仕様書ほか添付書類について直接持参、郵送またはメールにより提出すること。

(郵送を利用する場合は、簡易書留など配達履歴が確認できる方法で送付すること。)

6 入札手続等

(1) 入札及び開札執行の日時及び場所

① 日時

令和7年11月25日(火曜日)午後2時30分

② 場所

徳島県徳島市万代町3丁目5-3

徳島県庁万代南会議室

③ 入札書の提出方法

持参

(2) 入札の方法等

① 入札の方法

「クビアカツヤカミキリ被害木の再生利用委託業務の総価」で行う。

② 入札書の作成、提出等

入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

ア 入札書には、入札金額、業務名、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

イ 文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。

ウ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。

「入札金額」は、「クビアカツヤカミキリ被害木の再生利用委託業務」その総価を記載すること。

代金の見積もりに当たっては、この入札説明書に記載した条件を満たすため要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 「業務名」は、「クビアカツヤカミキリ被害木の再生利用委託業務」と明確に記載すること。

オ 入札参加者は、業務内容、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。

この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。

カ 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。

(ア) 入札参加者は、住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)を記載すること。

(イ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)並びに代理人の住所、氏名を記載すること。

キ 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

ク 5の応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した業務を処理することができると認められない場合は、当該入札参加者にその旨と理由を記載した書面により通知する。この場合において、提出された応札仕様書等は返却しない。

③再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再度入札を行う。

再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。

また、再度入札を行う場合においては、第1回目の入札前に提出した応札仕様書等証明書類の変更をしてはならない。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

①2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札

②記名のない入札

③入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札

ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。

イ 金額をアラビア数字以外で記載し、または訂正したもの。

ウ 「業務名」の記載のないものまたは記載を誤ったもの。

エ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。

④同一事項に対してした2通以上の入札

⑤他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札

⑥代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

⑦郵便によりした入札

⑧前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(4) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。

(5) 落札

有効な入札書を提出し、かつ、5の応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した業務を処理できると認めたものであって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項

契約書(案)によることとする。

(3) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

所在地 徳島県徳島市万代町1-1

所属名 徳島県農林水産部みどり戦略推進課 グリーン農業担当

(4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) その他

落札者が、落札時から契約締結時までの間に徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。

落札者が、落札後に徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合には、契約を締結しないこととする。また、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

8 その他

入札参加者及びその代理人が、提出する書類については、別紙「提出書類一覧表」のとおりである。

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できません。

9 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあつてはその旨了解の上入札すること。

Ⅱ 提出書類一覧表

1 応札仕様書等提出時

(1) 応札仕様書等

応札仕様書等には「入札参加者の住所、商号、代表者職名、代表者氏名等」を記入すること。

① 応札仕様書 1通

② 会社概要に関する書類(パンフレット等) 1通

③ 業務実施に係る体制図 1通

④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条第2号の市町村長の指定を受けたことが確認できる書類 1通

2 入札書提出時

① 入札書 1通

入札書を封筒に入れ「入札案件 クビアカツヤカミキリ被害木の再生利用委託業務」を記載すること。

② 委任状(代理人が入札する場合) 1通

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

3 再入札時

① 入札書及び封筒の予備 1通

入札書についてはコピー等を行って再入札に備えてください。

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

クビアカツヤカミキリ被害木の再生利用委託業務仕様書

1. 目的

2015年に板野町のモモ樹でクビアカツヤカミキリによる被害が確認されて以降、上板町、鳴門市、阿波市のモモ樹を中心に分布が拡大している。また、モモ園近隣のサクラ樹でも被害が確認されており、県下全域に拡大する可能性がある。

そこで、モモ樹等への被害軽減及び本虫の根絶に資するため、伐採した被害木の再生利用を行う。

2. 業務内容

(1) 再生利用の実施

伐採木を運搬し、再生利用すること

(2) 業務実施計画書及び業務報告書の作成

3. 再生利用の対象

対象地域：指定する鳴門市、阿波市、板野町、上板町のモモ等園地

樹園地数：50 園地程度

対象本数：モモ等 220 本程度

4. 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

5. 再生利用の方法

(1) 甲及び乙、甲が別に委託する被害木の伐採を行う事業者（以下「伐採事業者」という。）の3者で打合せを行い、業務実施計画書を作成すること。なお、業務の実施にあたっては、適宜、伐採事業者と調整を行い、計画的に実施すること。

(2) 甲が指定する場所に伐採木を積載できるコンテナを設置すること。

(3) コンテナに積載された伐採木を破砕処理場所まで運搬すること。

(4) 伐採木を破砕し、生じたチップは燃料として販売し、焼却すること。なお、販売先の選定にあたっては、燃料として焼却したことが確認できる書類を提出できるものとする。

(5) 伐採木及びチップの運搬の際は、逸出措置（トラックの荷台をシートで被い、バンド等で固定する）を必ず行うこと。

6. 留意事項

(1) 再生利用業務の実施に先立ち、甲が策定した防除実施計画書の説明を受けるとともに、従事者台帳を作成し、提出すること。なお、従事者台帳に記載した内容に変更が生じた場合は、遅延なく更新し、提出すること。

(2) 業務の過程で知り得た情報を第三者に漏らさないこと。

(3) 再生利用に必要な燃料、その他などは乙が確保すること。

(4) 作業が困難な場合には、甲と協議すること。

- (5) 民家、農作物等に対する危害並びに被害の防止に万全を期すること。
- (6) 作業に伴う、器物損壊等の苦情については、乙の責で対応すること。
- (7) 業務の実施にあたっては、交通事故防止を徹底し、万一事故が発生した場合は、乙においてその責を負うこと。
- (8) 業務に使用するパソコン、記録媒体については、盗難、破壊、情報の流出等がないよう、乙において、厳重に管理すること。また、コンピュータウイルスへの感染がないよう、ウイルスチェックソフト等の必要な措置を乙において実施すること。なお、契約期間が満了した後は、ハードディスク等のデータ等は完全に消去することとし、情報の流出等不正な行為があった場合は、直ちに甲に連絡すること。
- (9) 乙は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは、本仕様書の記載のない細部事項については、甲と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (10) 本業務の遂行にあたり、再委託は原則として禁止する。ただし、技術面等において、再委託により業務を補完し得るものについては、甲に事前の承認を得た上で実施を認めるものとする。
- (11) 当該委託業務の経費の用途を示す会計関係帳簿類を備えておくこととし、委託業務完了後5年間保存すること。
- (12) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

7. 業務完了後の提出書類

- (1) 委託業務完了報告書
- (2) 再生利用業務報告書
- (3) 燃料として焼却したことが確認できる書類
- (4) 写真帳

作業実施が確認できるよう、下表のとおり撮影すること。

区分	撮影頻度	備考
運搬	運搬ごと	集積及び破砕処理場所からの出発時の写真（逸出措置が確認できること）
破砕処理	処理ごと	

仕様書に関する質問書

令和 年 月 日

物件名: クビアカツヤカミキリ被害木の再生利用委託業務

商号又は名称

連絡先

ファクシミリ

E-mail

質 問 項 目	
内 容	

応 札 仕 様 書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住所
商号
代表者役職・氏名
担当者名
電話番号
ファクシミリ
E-mail

「クビアカツヤカミキリ被害木の再生利用委託業務」の入札については、次のとおり応札します。

なお、当社は、入札説明書に定められた入札参加者に必要な資格を全て満たすものであることを宣誓します。

1. 委託業務名

クビアカツヤカミキリ被害木の再生利用委託業務

2. 再生利用の方法

(1) 破砕処理

処理場所（住所）	
破砕処理の方法（チップサイズ）	

(2) 焼却

処理場所（住所）	
----------	--

3. 添付書類

- (1) 会社概要に関する書類（パンフレット等）
- (2) 業務実施に係る体制図
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条第2号の市町村長の指定を受けたことが確認できる書類

入 札 書

入札金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

業務名

クビアカツヤカミキリ被害木の再生利用委託業務

入札保証金

免除

上記の金額で受託したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

徳 島 県 知 事 殿

入札書記載例

■ 代表者本人が入札するとき

¥マークを付すこと
(ない場合は無効)

入 札 書

入札金額	¥	3	4	5	2	0	0	0
------	---	---	---	---	---	---	---	---

業務名 ○○○○ 一式

入札保証金 免除

上記の金額で受託したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。

令和○年○月○日

住所 徳島県徳島市万代町1-1
徳島県庁株式会社

氏名 役職名 徳島 太郎

徳島県知事 殿

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの
など

■ 代理人が入札するとき

¥マークを付すこと
(ない場合は無効)

入 札 書

入札金額	¥	3	4	5	2	0	0	0
------	---	---	---	---	---	---	---	---

業務名 ○○○○ 一式

入札保証金 免除

上記の金額で受託したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。

令和○年○月○日

住所 徳島県徳島市万代町1-1
徳島県庁株式会社

氏名 役職名 徳島 太郎

代理人 住所 ○○○○○
氏名 阿波 次郎

徳島県知事 殿

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの
など

役職名の記載が無い場合
又は申請時の役職名と
異なる記載の場合は無効
(含個人事業者)

住所、会社名、代表者役職・氏名
を記入

「代理人」と記入
(ない場合は無効)

代理人の住所、氏名は、委任状と同じ内容を記載すること。

令和 年 月 日

委 任 状

徳島県知事 殿

委任者 住 所

氏 名

受任者 住 所

氏 名

私は、
を代理人とし、徳島県が令和 年 月 日に執行する『クビアカツヤカミキリ被害木の再生利用委託業務』の入札に関する一切の権限を委任します。

委任状記載例

令和 ○年 ○月 ○日

委 任 状

徳島県知事 殿

委任者 住 所 徳島県徳島市万代町 1 - 1

徳島県庁株式会社

氏 名 代表取締役 徳島 太郎

受任者 住 所 ○○○○○○○○

・住所は代理人の自宅住所を記載
・顔写真付きの身分証明書で住所
氏名を確認します。

・上記会社の社員の場合は、会社
住所、会社名(支社・支店名等)
を記載することでも可
・顔写真付きの社員証等で、記載
内容を確認します。

氏 名 阿波 次郎

私は、阿波 次郎を代理人とし徳島県が令和 ○○年 ○○月 ○○日に執行
する『 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 』の入札に関する一切の権限を委任します。

委託契約書（案）

徳島県(以下「甲」という。)と〇〇〇(以下「乙」という。)とは業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（委託業務の目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（1）委託業務名 クビアカツヤカミキリ被害木の再生利用委託業務

（2）委託業務の内容 別添「クビアカツヤカミキリ被害木の再生利用委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

（委託業務の処理）

第2条 乙は、前条第2号に規定する仕様書に従い、委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、契約締結日から令和8年2月27日（金）までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、金〇〇円とする（うち消費税及び地方消費税の額金〇〇〇円）。

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託料に110分の10を乗じて得た金額である。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の調査等）

第6条 甲は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

（委託業務の内容の変更）

第7条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（委託業務の完了報告）

第8条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに甲の指示する様式による委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

（検査等）

第9条 甲は、委託業務完了報告書の提出を受けたときは、10日以内に、乙の係員の立会いの上、検査しなければならない。

2 甲は、前項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。

3 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

（委託料の支払）

第10条 乙は、前条第1項又は第3項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(再委託等の禁止)

第11条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

(契約解除等)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。

(5) 契約条項に違反したとき。

(6) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において甲に損害があるときは、契約金額の100分の10に相当する額の賠償を請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、委託業務の出来形部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来形部分に相応する委託料を乙に支払うものとする。

4 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、その責めに帰する理由により委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(目的外の使用禁止)

第16条 乙は、甲が指示した以外の目的のために、この委託業務に係る資料、成果品、履行課程において得られた記録等一切の資料（以下「関係資料」という。）を使用してはならない。

2 乙は、甲が別に指示する以外に成果品を複写し、又は複製してはならない。

3 乙は、甲の許可なくして、第三者に関係資料を閲覧させ、又は提供してはならない。

(資料の保管)

第17条 乙は、委託業務に係る資料を適正に保管しなければならない。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(管轄裁判所)

第19条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義等の決定)

第20条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 徳島県
徳島県知事 後藤田 正純

乙